第５回「大阪府における部活動の地域移行に関する検討会議」議事要旨

日　時：令和６年１月25日（木）　10時～12時

場　所：エディオンアリーナ大阪（大阪府立体育会館）　第４会議室

議　事

1. 令和６年度予算政府案及び府予算編成状況（部活動改革関係）について
	* 配付資料に沿って説明。

○ スポーツ庁・文化庁　令和６年度予算政府案（部活動改革関連）（資料１）

○ 大阪府　令和６年度予算編成状況（部活動改革関係）（資料２）

≪意見≫

　　　　　（委員）

・前に発言させていただいたとおり、スポーツ指導において指導する者は一定の資格や知

識が必要である。言い換えれば、少しの知識で誰が指導しても良いという訳でないと感じ

ているので、質の向上というところでスキルアップを図ること、後は資格の部分に着目さ

れているのは本当に良いことだと思う。

　　　　　　・大阪市の中学校でも、部活動指導員のバンクがあり、部活動指導員をやりたいと申し出た人に対し、指導者資格の有無を確認するとともに面接を行うことで、指導者の質を確保しているところ。大阪府において、部活動指導員を希望する人に対し、どのような確認を行っているのか。

・また、地域クラブ活動が中体連の大会に参加できるようになったため、部活動指導員のみならず地域クラブ活動の指導者についても質の確保をしていかなくてはいけない。

・すごく大変な作業であるが、まずは指導者の見極めが必要である。

　　　　　（委員）

・部活動指導員の任用条件の改定について、変更点④の通算６年以上とあるが、中学・高　校で６年間競技を行っていれば指導ができるということで、かなりハードルが下がっている。他の委員からもあったが、質の確保という点で、この部分は必ず押さえておかなければいけないという点はあるのか、伺いたい。

　　　　　（委員）

・質の確保の部分で、高校卒業後すぐに指導できるとなると、指導者に対する管理やチェック・フォロー機能がないのは心配。

・６年というのは中学・高校で６年なのか、社会人で競技経験がある者も含めるのか、その部分をどうするかも考えないといけない。

　　　　　（事務局）

　　　　　　・あくまでも、スムーズに指導者と現場をマッチングする機能を充実させる。

　　　　　　・任用にあたっては、実際に学校の設置者で任用される際に面接等を行い、判断してい

ただく形となる。６年間という記載は、中学・高校での６年だけではなく、社会人経験も含めた６年と考えており、指導者の量を確保するために、条件面を緩和した。

・また、質の担保に向けて、オンライン型の研修のみならず、任用された学校におけるフォローアップや大阪府で実施している在り方研修（参集型）における年間２回の研修を実施し、質を確保していきたい。

　　　　　（委員）

　　　　　　・オンライン上で研修を受けられるのは良いと思う。

　　　　　　・実際にハラスメント等が発生した場合、どこが吸い上げるのかは今後の課題である。

・若い指導者を任用する場合、現場では色々な問題が発生することが考えられる。その際、

どこに報告し、どこが処分するのかまで考えてフォローしていく必要がある。

　　　　　（委員）

・例えば、第三者委員会を設置して基準を作っていくなどの方法もあるだろう。

　　　　　（委員）

　　　　　　・６年という考え方は、陸上３年・野球３年の６年でも６年と考えるのか。もしくは競技毎

なのか。

　　　　　（事務局）

　　　　　　・各専門分野において６年以上という考え方。例えば、野球を指導する場合は、野球の経験

や指導経験が通算で６年以上を満たす方となる。

　　　　　（委員）

　・多くの指導者が登録できるようになるのは大変良いことであるが、コンプライアンスの問

題が起きた時に、学校現場としては不安に感じる。問題が起きた際のチェック機能があれ

ばと思う。

（委員）

　　　　　　・条件を緩和することで、過去に不祥事等を起こした方が部活動指導員に登録してくるの

ではないかとの不安を感じる。どのようにフィルターをかけることができるかは課題。

　　　　　（委員）

　　　　　　・問題が起きた時に、人材バンクにその履歴を残しておいた方が良いとは思うが、個人情報

等の関係があり、法律的にどうかは確認する必要があるだろう。また、履歴を残したり、

人材バンクから登録を削除することが可能かも考えなければいけない。

・経験年数については、例えば、大学にしかないマイナー競技などについて、年数が６年に満たなくても指導できるようなことも、今後考えていただければ有難い。

　　　　　（事務局）

　　　　　　・府立学校においては、部活動指導員を任用する際、学校における面接を行うとともに、大

阪府において、採用資格調査として欠格事由照会を実施。これにより大きなフィルタリン

グはかけているところであるが、過去の暴言の有無などはわからない。

・それら問題が起こった時の相談窓口などについても、今後しっかりと検討していかなくてはいけない。

1. 第６回検討会議（兼令和５年度第２回大阪府部活動の在り方に関する研修会）について
	* 配付資料に沿って説明。
		+ 第６回検討会議（兼令和５年度第２回大阪府部活動の在り方に関する研修会）について

（資料３）

　　　　　　≪意見≫

　　　　　　特になし

1. その他

①部活動大阪モデルについて

　　　・配付資料に沿って説明。

○令和５年度「部活動大阪モデル」について（参考資料３）

（委員）

　　　　　・中学校の進路指導において「部活動大阪モデル」が実施されていうことを情報提供しても問題はないか。

　　　　（事務局）

　　　　　・問題ない。

②「大阪府における部活動の地域移行に関する検討会議」の継続について

全体を通して

≪意見≫

特になし

その他

○次回：令和６年２月８日（木）１３時３０分～

　　　　令和５年度第２回大阪府部活動の在り方に関する研修会と兼ねて開催